

(別紙 1)

設計共同体協定書

(目的)

第 1 条 当設計共同体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 宇都宮市発注に係る JR 宇都宮駅西口駅前広場橋梁等詳細設計業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「設計業務」という。）

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第 2 条 当設計共同体は、**〇〇 △△ 設計共同体**（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第 3 条 当共同体は、事務所を **〇〇県〇〇市 □□ 1 丁目 2 番 3 号** に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第 4 条 当共同体は、**令和〇〇年〇〇月〇〇日** に成立し、設計業務の委託契約の履行後 3 ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務を受注することができなかつたときは、当共同体は、前項の規定にかかわらず、当該設計業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第 5 条 当共同体の構成員は、次のとおりとする。

宇都宮市 □□ 1 丁目 2 番 3 号

〇〇設計 株式会社

宇都宮市 ■■町 4 5 番地 6

株式会社 △△事務所

※ 代表者名は記入しない

(代表者の名称)

第 6 条 当共同体は、**〇〇設計 株式会社** を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当共同体の代表者は、設計業務の履行に関し、当共同体を代表して、

発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求，受領及び当共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は，成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について，契約日以降著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章及び第 3 章に規定する著作権の権利が存続する間，当該権利に関し，発注者と折衝等を行う権限を，共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお，共同体の解散後，共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合には，当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を，代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

（構成員の出資の割合）

第 8 条 各構成員の出資の割合は，次のとおりとする。ただし，当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても，構成員の出資の割合は変わらないものとする。

〇〇設計 株式会社 〇〇 %
株式会社 △△事務所 〇〇 %

2 金銭以外のものによる出資については，時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第 9 条 当共同体は，構成員全員をもって運営委員会を設け，設計業務の履行にあたるものとする。

（構成員の責任）

第 10 条 各構成員は，運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り，委託契約の履行に関し，連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第 11 条 当共同体の取引金融機関は，〇〇〇 銀行 〇〇〇 店とし，設計共同体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第 12 条 当共同体は，業務完了時に決算するものとする。

（利益金の配当）

第 13 条 決算の結果、利益が生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

(欠損金の負担)

第 14 条 決算の結果、欠損が生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 16 条 構成員は、当共同体の設計業務を完了し決算するまで当共同体を脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、宇都宮市の承認を得て、残存構成員が当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、宇都宮市の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 18 条 当共同体が解散した後においても、設計業務につき、かしがあったときには、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項においては、運営委員会において定めるものとする。

〇〇設計 株式会社 外〇社は、上記のとおり 〇〇 △△ 設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自保有するものとする。



JV構成員分+市役所分

令和〇〇年〇〇月〇〇日

構成員

〇〇設計 株式会社

代表取締役 ● ● ●

印

構成員

株式会社 △△事務所

代表取締役 ▲ ▲ ▲

印

※ 所在地は記入しない